

令和3年2月5日

保護者様

埼玉県立川越工業高等学校長 田村直治

時差通学の延長について（お知らせ）

日頃より本校教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、2月4日(木)付けで埼玉県教育委員会から「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について」の通知がありました。

そこで、本校では、引き続き3月5日（金）まで感染症拡大防止のため、時差通学を実施することにいたしました。

つきましては、下記をご確認いただき、ご家庭におかれましても感染症の予防対策の継続に、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 時差通学の期間 令和3年2月8日（月）から3月5日（金）まで
- 2 登校時刻 9時10分
- 3 日 課 6時間授業（40分授業）
- 4 放課後等の扱い
 - ・ 部活動は3月7日（日）まで原則中止
 - ・ 資格試験等の補習は、17時までとする
- 5 その他（感染症対策の徹底等）
 - (1) 登校前に検温・健康観察を引き続きお願いします。
 - (2) 本人及び同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合、体調不良者がいる場合、感染あるいは濃厚接触者になった場合は、登校せずに、速やかに学校に連絡してください。
 - (3) 必ずマスクを着用して登校してください。
 - (4) 手洗いの励行、3密(密閉、密集、密接)を避ける行動をお願いします。
 - (5) 校内での昼食時の会話は控え、会話は食後にマスクを着用してから行ってください。
 - (6) 終業後は真っ直ぐ帰宅し、家庭での生活においても不要不急の外出を控えてください。